

## 第八章 港政

商港ニ關スル行政制度ハ各國之ヲ異ニシ其多クハ未タ一定ノ法律ヲ設ケス港灣ノ種別地區及費用等ハ從來ノ慣例ニ基キ個々之ヲ定メ港灣取締ノ如キモ適宜設ル所ノ規則ニ依ルモノニシテ港灣ニ關スル國法ヲ制定セルモノ極メテ尠ナシ

## 港法ノ要項

我國ニ在リテハ未タ港法ナク他日之ヲ制定スルニ至ラハ其商港ニ關スルモノニハ左ノ要項ヲ包括セサル可ラス

- 一 商港ノ定義
- 一 商港地域
- 一 商港ノ附屬物
- 一 商港ノ等別

## 一 商港ノ管理

一 修築及ヒ維持費ノ負擔

一 行政ノ監督

一 港則

一 港稅

以上數項中特ニ注目スヘキモノハ第五項以下ニシテ左ニ歐米二三ノ國ニ於ケル實況ヲ摘記シテ其一斑ヲ示スモノトス

## 管理及費用

佛國

佛國ニ在リテハ商港ノ築設并ニ維持ハ國家事業トシテ工部省ノ所轄ニ屬シ航路、阜頭、外港、内港及ヒ船渠、水閘、繫船岸、修船渠等ノ如キ重要ナルモノニ限り直接經營シ物貨ノ運搬積卸及ヒ撰別、貯藏等ニ要スル諸般ノ設備ニ至リテハ之ヲ個人若クハ會社等ノ事業ニ委セリ

同國港灣ノ修築ニ要セル費用ハ國庫及ヒ地方ノ負擔ニ係ハリ其ノ千八百十四年

ヨリ同九十三年ニ至ル間ニ支出セルモノ大約左ノ如シ

港名	工費 (圓)
ヅンケアク	四〇、八四〇、〇〇〇
グラブリーン	二、〇八〇、〇〇〇
カレー	二二、三六〇、〇〇〇
ブウローヌ	一六、四〇〇、〇〇〇
ル、ツレポール	二、五六〇、〇〇〇
デーブ	一四、六四〇、〇〇〇
サンヴァレリー	一、八〇〇、〇〇〇
フェカン	七、一二〇、〇〇〇
ル、ハーブル	六〇、二八〇、〇〇〇
ルアン	九、二〇〇、〇〇〇

ランフルア	六、四四〇、〇〇〇
ツルービル	二、三二〇、〇〇〇
カアン	四、二八〇、〇〇〇
シャープール	三、二八〇、〇〇〇
グランビュ	二、九六〇、〇〇〇
サンマロー	一一、八四〇、〇〇〇
ブレスト	八、二〇〇、〇〇〇
レドン	二、四八〇、〇〇〇
サンナゼール	一五、二八〇、〇〇〇
ナント	二、二四〇、〇〇〇
サーブルドロマ	三、八八〇、〇〇〇
マラン	一、九二〇、〇〇〇

ラ、パリス	八、九六〇、〇〇〇
ラ、ロシエユ	二、六四〇、〇〇〇
ロウシユフォル	五、八〇〇、〇〇〇
ボルドウ	二〇、〇八〇、〇〇〇
ルヴェルドン	四、六四〇、〇〇〇
バヨウヌ	三、七二〇、〇〇〇
サンジャンルユ	四、五二〇、〇〇〇
セツト	一三、〇四〇、〇〇〇
ブウク	一、九二〇、〇〇〇
マルセーユ	三六、八〇〇、〇〇〇
ニース	一、八〇〇、〇〇〇
バスチャ	二、八〇〇、〇〇〇

以上ノ總額ハ約三億四千八百萬圓ニ達シ其内國庫ノ支出ニ係ハルモノハ二億七千三百萬圓ニシテ殘餘ハ地方ノ負擔ニ屬セリ其他港灣ノ維持ニ要セル同年間ノ經常費ハ一億七百萬圓ニ達セリ尙ホ前記諸港中殊ニカレーヅンケアク、ハーブル、マルセーユ等ニハ爾來益改良ヲ施シ其カ爲メ支出セル工費亦タ尠ナカラス要スルニ佛國政府及ヒ人民カ港灣修築ノ事業ヲ重視シ其費用ヲ投スルニ吝ナラサルハ爭フ可ラサル事實ナリトス然レトモ輓近一般ニ航運事業ノ著シク發達セルニ拘ラス同國諸港ニ出入スル船舶ノ増加極メテ微々タル所以ハ獨國ノ漢堡ニ將タ白國ノ安土府ニ於ケル如ク全力ヲ主港ニ集注セスシテ資金ヲ沿岸ノ諸港ニ分配シタルカ爲メ一モ其設備ヲ完成スルニ至ラサルニアリトス

前記商港ノ維持ニ要スル費用ハ必スシモ國庫ノ負擔ノミニ依ラスシテ營業上特ニ港灣ニ關係ヲ有スルモノ及ヒ市州若ハ商業會議所等ノ寄附金ヲ以テ其一部ニ充ツルコトアリ而シテ近年大ニ其額ヲ増加シ全額ノ半以上ニ達スルコト亦タ鮮ナカラサルニ至レリ而シテ市及ヒ州ハ此寄附金ニ充ツル爲メ之ヲ一般歳出ノ豫算ニ編入シ商業會議所ハ船舶ノ噸稅及ヒ物貨乘客等ニ課シタル稅金ノ内ヲ以テ

充ツルモノトス而シテ商業會議所ノ徵收スル税金ハ工事費若クハ其支辨ノ爲メ政府ノ許可ヲ得タル公債元利金ノ償却以外ニ使用スルコトヲ得ルモノトス  
繫船岸ニ於ケル鐵道ハ港灣ニ連絡スル鐵道會社ニ於テ布設スルヲ常トスト雖トモ亦タマルセーユ港及ヒラ、ロウシエーユ港ニ於ケルカ如キ例ナキニアラス乃チ前者ニアリテハ商業會議所ノ施設ニ係リ後者ハ政府ノ直營ニ屬セリ  
鐵道ノ布設及ヒ營業ニ要スル費用ハ停車場港間ノ運賃ヲ以テ之ニ充ツルモノナリト雖トモ亦タ場合ニ依リテハ(ジ)ンケアク所有者ニ於テ一切之ヲ徵セス以テ水運ノ發達ヲ獎勵スルモノアリ

商業會議所ハ政府ノ許可ヲ得テ港内ノ設備ヲ施シ上屋、起重機倉庫等ヨリ以テ繫船修船等ニ要スル各般ノ施設ニ任スルコトアリ此場合ニ於テハ三十年乃至六十年ヲ以テ期限トシ期滿ツルトキハ其設備ノ全部ヲ擧ケテ政府ノ所有ニ歸セシムルモノナリ而テ此等工事ノ施設及ヒ工費ノ出納ニ關シテハ總テ政府ノ監督ヲ受クルモノトス

商業會議所ハ前記ノ設備ヲ運用シテ使用料ヲ徵スルモノニシテ若シ收支相償ハ

サルトキハ更ニ噸稅及ヒ一般關係ノ營業者ニ附課スルコトヲ得ルモノトス  
一般ノ使用ニ供スル設備ノ外個人若ハ會社ニ於テ港内ノ一部ニ自己専用ノ起重機倉庫若ハ上屋等施設ノ許可ヲ得ルコトアリ此場合ニ於テハ地料ノ納付スヘキ規定アルヲ以テ其實際ニ於テハ多ク徵收セサルニモ拘ハラズ此等ノ施設ヲ爲スモノ其カ爲メ比較的少シ

以上述フル所ノ佛國諸港ニ於ケル設備ノ方法乃チ政府、商業會議所及ヒ會社個人等ニ於テ同時ニ施設及ヒ其運用ニ關與セシムルコトハ完全ナル計畫ヲ施スニ一大妨障ナリ爲メニ航運事業ノ發達ヲ妨クルコト鮮少ナラス是レ乃チ佛國ノ諸港ニ於ケル從來ノ狀態タリ漸ヤク輓近商業會議所ノ率先シテ專ラ該事業ニ當ルニ至リ多少弊害ヲ排除シテ進運ノ域ニ向ヘリ

蘭白ノ二國ニ在リテハ運輸ニ供スル河川ノ維持ハ政府ノ事業トシ船渠及ヒ内港ハ市ニ屬セシメタリ而シテ繫船岸ニ於ケル鐵道ハ鐵道局ノ施設ニ係ハルモノ多シ例之ハアンベルス港ニ在リテハ船渠ハ市ニ於テ施設シエスコー河ノ繫船岸ハ政府ノ事業トナシ而シテ此兩者ニ屬スル諸般ノ設備ニ至リテハ特ニ法律ニ據リ

佛國諸港ノ不備

蘭白

英國

テ市ノ負擔ニ屬セシメタリ水閘及ビ渠口ハ政府及ヒ市ノ共同負擔トス英國ニ在リテハ商港ノ修築及ヒ維持ハ殆ント全ク港務委員(ハアボアボウド)ノ事業ニ屬シ間々市鐵道會社若ハ汽船會社商社個人等ノ起業ニ係ハルモノアリ而シテ政府ハ專ラ軍用避難郵便漁業等ヲ目的トナセル港灣ノ修築事業ニノミ當レリ例ヘハドーバー、ポートランド、ホーリーヘッド、ハーウイナ、ラムズゲート、ピーターヘッド、キングスタウン、ハウス等ノ如キ是ナリ其他ノモノニ至リテハ單ニ行政上ノ監督ヲナスニ過キササルナリ

築港事業ノ分擔前述ノ如クナルヲ以テ爾來該事業ノ爲メ國費ヲ投セルコト十九世紀中ニ於テ約一億圓ニ過キスト雖モ公共團體及ヒ地方ノ負擔ニ屬スルモノハ實ニ十一億圓ニ達セリ而シテ其大半ハ陸上設備ノ爲メニ投資セルモノナリ

グリムシー、ハル、ミッドルバラ、ブラークストーン、ハーツルプール、ヤロー船渠ガースト、ン、バロー、ペナース其他ノ諸港ハ鐵道會社及ヒ汽船會社ノ專有ニ屬スルモノナリ然レトモ其弊害ノ免レサルモノアルヲ以テ將來ニ對シテハ會社若ハ個人ノ專有ニ屬スヘキ港ノ施設ハ許可セサルモノ、如シ

ロンドン、ハル、サザンプトン、カーチフ、ニウポートノ如キ重要ナル商港ニ於ケル船渠ハ數個ノ會社ニ屬セリ而テ個人ノ專有スルモノ(グラントン、アーツ)若ハ市ニ屬スルモノ(ライマウス、ホーツマウ)等ハ皆商業上比較的必要なラサル港ナリ

前記港務委員ハ商港ノ新設及ヒ之ニ屬スル諸般ノ設備ヲ完タカラシメンカ爲メニ設置セルモノニシテ英國著名ノ諸港ニ在リテハ既ニ之ニ依リテ著大ナル施設ヲ全フセリ殊ニリバープール、グラスゴウ、ニウカッスル、サンダーランド、グリノーック、アバーチーン、リイス等ハ其重モナルモノナリ

此等ノ港務委員ハ各區若ハ關係營業者團體ノ代表者ヨリ成立スルモノニシテ委員長ニハ市長ヲ以テ之ニ充ツル場合多シ

北米合衆國ニ於テハ商港ニ對シ一ノ拘束ナク最モ自由ニシテ寧ロ殆ント放任ノ状態ヲ呈シ港内諸般ノ設備ノ如キ地方ノ必要ニ應シテ沿岸近接ノ土地所有者若クハ公共團體ニ依リテ施設セラル、モノ多ク現ニ新約克市ノ如キ其周圍ヲ爲セル河岸ノ地ヲ收用シテ水陸運輸ノ接續ニ供スヘキ各種ノ設備ヲ施スノ權利ヲ保有セリ而テ從來政府ノ施設ニ係ハレルモノハ僅ニ航路ノ自由ト安全ヲ保スルニ

北米合衆國

本邦

足ルヘキ事業乃チ護岸防波堤、導水堤、及ヒ河川ノ改修、港灣ノ浚渫、航路標識ノ新設及ヒ維持ニ止マリ、最近漸ヤク中央政府ニ於テ一般運輸路ノ監督ヲ勵行シ又々自ラ運河開鑿ノ如キ事業ニ當ルニ至レリ

我國ニ在リテハ海面ハ總テ國有ニ屬シ、港灣ノ修築及ヒ維持ハ政府ノ事業トナシ、内務省ノ所轄タリ而レトモ、地方民衆ノ率先シテ築港若ハ港灣改良ノ工事を企圖スルニ際シテハ其工費ノ幾部分ヲ國庫ニ於テ補給シ又ハ相當ノ幫助ヲ與ヘテ其成功ヲ期セシムルコトアルト雖モ而カモ其竣成シタル防波堤、碇繫地及ヒ航路等ノ如キ一般ノ用ニ屬スヘキモノハ總テ官有ニ歸セシムルヲ常トス

從來我邦ノ港灣ハ殆ント放任ノ状態ニアリテ人工ヲ加ヘタルモノ極メテ尠ク此種事業ハ痿微シテ振ハサリシカ近年ニ至リテ漸ク必要ニ促カサレテ改修工事を着手セルモノアルニ至レリ、左ニ明治十一年以降ニ於テ政府ノ直接經營シタルモノ若ハ補助ヲ與ヘテ施設セシ築港事業ノ工種及ヒ工費ヲ掲クヘシ

港名	工種	起工年月	國庫金	地方費	市町村費	私費	決算總額
----	----	------	-----	-----	------	----	------

坂井	突堤	全 明治十一年 十五年	一四三、三〇九	三、〇〇〇		八二、四七五	二三八、七八四
野蒜	突堤、運河 開門	全 全 十六年	六八三、一三三				六八三、一三三
長崎	浚渫防砂	全 全 十五年	一七一、八四八	四〇、三三九	七三、七五四	七、〇四八	二九二、八七九
三角	埋立、棧橋	全 全 二十年	三九、四四五	六七、六〇〇			一〇七、〇九九
宇品	埋立、堤防	全 全 十七年					三〇〇、一四三
浦戸	浚渫、突堤	全 全 十九年	三、一〇〇	一四、二二六		一四、五三三	五、八四八
横濱	防波堤、浚渫 導水堤	全 全 廿二年	二、三四六七〇				二、三四六、二八七
若松	浚渫埋築 防波堤	工事中					
函館	浚渫埋築 防波堤	全 明治廿八年	二〇〇、〇〇〇		四二、六五六		六六二、六五六
小樽	防波堤	工事中					
大坂	防波堤、浚渫 埋築、船岸	工事中					
長崎	浚渫、埋築						

熱田	導水堤浚深	工事中				
横濱	浚深岸壁	工事中				

行政ノ監督

佛國ニ於テハ商港ノ運用ハ土木監督署技監及ヒ港務官所管ノ下ニ在リテ殊ニ技監ハ總テノ新設及ヒ維持ニ關スル事業ヲ監督シ港内ノ取締ニ關スル方案ヲ立テ及ヒ其實行ヲ認ムルノ責ニ任シ又商業會議所ノ作業及ヒ豫算ノ編制等ニ參與スルノ權ヲ有ス而シテ此等ノ職務ヲ執行スルニ當リテハ港務官ヲシテ補助タラシムルモノトス

港務官ハ出入船舶ノ進退及ヒ碇繫地ヲ指定シ又港内ヲ監視シテ航路ノ安全ヲ保持シ岸壁及ヒ各種設備ノ取締ニ從事シ火藥ノ積卸ヲ監視シ船舶ノ遭難殊ニ火災ノ發スルニ際シテ其救援ヲ指揮シ又タ荷足ノ投棄地ヲ指定スルモノナリ港務官ハ又港内ノ維持航路及ヒ錨泊地ノ標識其他港内ノ施設ニ關スル事項ヲ技監ニ報

技監ノ職責

港務官ノ職責

告シ其事項ニ依リ工部海軍及ヒ内務ノ三省ノ命ヲ承クルモノトス然レトモ其關係ノ最モ多キハ工部省ニシテ技監ノ命ヲ承ケテ職務ニ從事スルコト多ク其進退賞罰ノ如キ自然技監ノ申告ニ基クモノトス  
土木監督署技監ノ其關係港灣ニ於ケル任務タル頗ル重ク獨リ工事ノ施設ニ止マラス商機ヲ觀察シ能ク萬般ノ事情ニ通曉シテ港市ノ利害ヲ攷究シ其利益ヲ増進スルコトヲ努メサル可カラス殊ニ現時ノ如ク諸港ノ競争場裏ニアリテ能ク優勢ヲ保タンカ爲メニハ港灣ノ完備ヲ期セサル可カラス其技能ニ待ツコト最モ多シトス

**港則** 商港ハ歐洲各國共ニ港則ヲ設ケテ其カ取締ヲ爲スモノニシテ我邦ニ於テモ明治三十一年七月勅令第三百三十九號ヲ以テ制定發布セラレ爾來横濱、神戸、長崎ノ三港ニ實施セリ其條章大略歐洲諸港ノ港則ト異ナルコトナシ左ニ其要項ヲ記掲スヘシ

一 港ノ經界

一 船舶出入ノ際ニ於ケル信號

第五章 港政

- 一 船舶出入ノ届
- 一 着港船舶ニ於ケル自由交通ノ許可
- 一 入港船舶ニ對スル港長ノ指揮
- 一 港長ノ服裝
- 一 航路ノ妨害
- 一 船燈ノ掲方
- 一 暴風雨ノ警報アル場合ニ於ケル心得方
- 一 爆發物ヲ搭載セル船舶ノ心得方
- 一 休繋若クハ修繕中ノ船舶ノ心得
- 一 船舶火災ノ際ニ於ケル心得
- 一 流行病地ヨリ來レル船舶入港ノ際ニ於ケル心得
- 一 死體荷足灰燼塵芥等ノ處分
- 一 出港船舶ノ心得
- 一 難破物ノ取除キ

- 一 繫船浮標ノ使用料
- 一 燈船浮標立標ニ對スル心得
- 一 罰則
- 一 港長
- 一 軍艦碇繫地ノ指定

**港税** 我國ノ港灣ニ於テハ從來一二ノ小港ヲ除クノ外ハ出入自由ニシテ噸税ノ外何等ノ税金ヲ課セラ、コトナク又使用料ヲ徵セラルヘキ設備極メテ少ナシト雖トモ歐洲ノ諸港ニ在リテハ港灣及ヒ其設備ヲ使用スル船舶ハ之ニ對スル諸種ノ税金及使用料ヲ徵收セラル、モノニシテ其率及ヒ徵收ノ方法ニ至リテハ各地之ヲ異ニスルモノナリ

佛國ノ港税

佛國ニ在リテハ税金及ヒ手數料ヲ分チテ數種ト爲ス乃チ水先料衛生税救難税岸壁税出入税出港免狀航海免狀及ヒ取引ノ諸手數料等是ナリ

使用料ノ重ナルモノハ曳船上屋起重機修船渠等ニ於ケルモノナリ

水先料ハ水先案内者ノ所得ニシテ佛國諸港ニ出入スル船中規定ノ噸數ニ達スル

水先料



衛生稅

モノヨリ徵收スルモノナリ  
 水先業ハ海軍省ノ所轄ニ屬シ其料額亦タ同省ノ制定スル所ニシテ各地同シカラ  
 ス其率大略距離及ヒ船舶ノ噸數若ハ吃水等ニ基キ定ムルモノニシテ屢々鉅額ニ  
 達シ航海者ノ困難トスル所ナリ故ニ馬耳塞港ノ如キニアリテハ常ニ該港ニ出入  
 スル船舶ニハ船長自ラ水先ノ免狀ヲ有スルモノ多シ  
 衛生稅ハ檢疫消毒等ノ費用ニ宛ツルモノニシテ船舶及ヒ乘客若クハ船舶ノミ  
 課スルモノナリ而シテ入港スル船舶ハ總テ檢疫ヲ受クルニ依リ(佛國沿海航行)一  
 噸ニ付二錢(〇〇五法)乃至十錢ヲ徵ス又其昇降スル船客ニ對シテハ歐ノ内外ニ依  
 リテ二十錢乃至四十錢ヲ徵シ若シ消毒ヲ要スル場合ニハ停船中一日一噸ニ付一  
 錢二厘ヲ徵シ更ニ消毒中ノ費用ヲ船客ヨリ徵收ス  
 救難稅ハ佛國二三ノ港ニ於テ難破救助ノ設備ヲ維持スル爲メ商業會議所ニ於テ  
 入港船舶ヨリ徵收スルモノナリ乃チルハーブル港ニ在リテハ一噸ニ付一錢乃至  
 二錢ルーアン港ニ在リテハ六厘乃至六錢ヲ課ス而レトモ其他ノ重ナル港灣ニ在  
 リテハ一切之ヲ徵收セス

救難稅

岸壁稅

岸壁稅ハ岸壁ニ於ケル繫船料ニ異ナラスシテ元來單ニ船舶ノ噸數ニ依リテ一定  
 ノ額ヲ徵收シタレトモ其不當ナルヲ以テ近時之ヲ改メテ佛國諸港間ヲ來往スル  
 船舶ハ左ノ率ニヨリ之ニ課稅ス

一噸(登簿噸數)ニ對スル課稅

四拾錢(一法) 積込若クハ卸出セル物貨ノ噸數登簿噸數ノ半以上ニ達スルトキ  
 貳拾錢 同上 其半以內ナルトキ

錢 同上 其四分ノ一以內ナルトキ  
 四 錢 同上 其十分ノ一以內ナルトキ

一港内ニ於テ數個所ニ繫船スルトキハ其各所ニ於テ前記ノ料額ヲ徵スルト雖ト  
 モ一航海中ニ徵收スヘキ額ハ遠洋航海ノトキハ一噸四拾錢近海航行ナレハ二拾  
 錢ヲ超過セシメサルモノトス

積卸物貨ノ計算中人畜ニ對シテハ一人若クハ大畜一頭ハ一噸トシ小畜ハ一噸ノ  
 四分ノ一トス

出入稅

出入稅ハ港内ノ改良及ヒ設備ニ要シタル費用ヲ消却スル爲メ徵收スルモノニシ

テ商業會議所若ハ市ニ屬スルモノトス而シテ其最高稅率ハ法律ヲ以テ制限セラ  
ル乃チ左ノ如シ

登簿噸數一噸ニ付 四拾錢(一法)

物貨一噸ニ付 貳拾錢

船客一人ニ付 四拾錢

而シテ諸港ニ在リテハ此範圍内ニ於テ各々稅率ヲ定メ之ヲ實行セリ

出港免狀料

出港免狀料ハ佛國ノ諸港ヨリ出港スル船舶ニ交付スル出港免狀ノ手數料ニシテ  
其額ハ佛國船ハ其大小ニ依リテ四拾八錢乃至貳圓八拾八錢トシ外國船ハ四拾八  
錢トス又之ニ附帶シテ荷物揚卸免狀ヲ要スル場合ニ在リテハ別ニ貳拾四錢ヲ徵  
收ス

取引手數料

取引手數料ハ地方廳ノ訓令ヲ以テ之ヲ定ムルモノニシテ各地之ヲ異ニスルト雖  
トモ通常積荷ハ其量ニ依リ船舶ハ噸數ト種別トニ依リテ定ムルモノナリ

使用料

使用料ハ港内ニ於ケル各種ノ設備ノ使用ニ對シテ徵收スルモノナリ  
曳船料ハ一ノ營業ニ屬シ通常慣習ニ依リ定メタル使用料ヲ徵スルモノニシテ各

曳船料

上屋料

地之ヲ異ニスヂーブ及ヒツンケアクニ在リテハ其料額一噸ニ付六錢乃至貳拾錢  
(距離ニ)ニシテ積荷ナキ船舶ニハ之ヲ半減ス又船渠内ニ於テ移動ヲ爲ス場合ノ  
曳船料ハ一噸ニ付キ二錢乃至四錢トス

上屋ノ使用料ハ一ケ年ヲ期シテ使用スルモノニ對スル料額ノ外ハ頗ル複雑ニシ  
テ且ツ各地之ヲ異ニセリ其一ケ年期ノ使用料ハ馬耳塞港ニ於テハ一平方米ニ付  
四圓ル、ハーブル港ニ在リテハ貳圓ヲ要セリ

一時ノ使用ニ止マルモノニ在リテハ物貨ノ量ニ依リテ徵スルモノアリ又ハ使用  
ノ面積ニ依ルモノ若ハ船舶ノ噸數及ヒ滯繫日數ニ依ルモノアリ左ニ其二三ノ例  
ヲ舉クヘシ

カレーツンケアクノ二港ニ在リテハ其使用料額概ネ左ノ如シ

物貨一噸五日間 貳錢

次ノ五日間ハ一日ニ付 四厘

次ノ十日間ハ一日ニ付 八厘

次ノ十日間ハ一日ニ付 壹錢二厘

次ノ三十日間ハ一日ニ付 九厘餘

チーブニ於テハ物貨ノ種類ニ依リ前記ノ料額ヲ異ニス

ルハーブル港ニ於テハ船舶ノ噸數ニ準セリ其一日ニ對スル料額左ノ如シ

上屋ノ奥行(巾)	船別	
	漕船	帆船
四十五米以下	三錢六厘	三錢
三十米乃至四十五米	三錢二厘	二錢六厘
三十米以下	二錢八厘	二錢

本表ノ使用料ハ積荷ノ多寡ニ依リテ割引ヲ爲スト雖トモ物貨ヲ七十二時間以內ニ引キ取ラサルトキハ左ノ重料ヲ課セラル

物貨一噸ニ付五日間ハ一日ニ付 二錢

同上 次ノ五日間ハ一日ニ付 四錢

同上 次ノ十日間ハ一日ニ付 八錢

起重機ノ使用料ハ使用ノ時間數ニ依リテ之ヲ徵收スルヲ常トス

起重機使用料

左ニ其二三ノ例ヲ擧ク

港名	起重機ノ種類	扛力	半日間ノ料額
カレンー	水壓	一噸〇五	六、〇〇
同		二、〇五	八、〇〇
同		五、〇〇	一〇、〇〇
同		一〇、〇〇	三六、〇〇
同		二〇、〇〇	三八、〇〇
同		四〇、〇〇	四〇、〇〇
同		一、二五	六、〇〇
マルセーユ		一、三〇	八、〇〇
同		三、〇〇	八、〇〇
同		二五、〇〇	二七、〇〇

同	同	七五、〇〇	三六、〇〇
同	同	一二〇、〇〇	五四、〇〇

ル、ハ一  
ル港ニ於  
ル諸港税

本表ニ掲クルモノ、外一時間ニ對スル料額アリ又規定ノ時間外及ヒ夜間ニ在リテハ割増ヲ爲スモノトス  
以上ハ是レ船舶ニ對スル諸係費ノ大要ヲ示セシモノナリ更ニルハ一ブル港ニ於ケル實例ヲ掲記シ其實況ヲ識ルノ便ニ供スヘシ今茲ニ一漁船ノ登簿噸數二千〇五十三噸ヲ有スルアリ米國ヨリ雜貨三千六百〇一噸ヲ積載シテル、ハ一ブル港ニ入港シタリトス依テ其支拂フヘキ諸費ヲ計算スルニ左ノ如シ

- 岸 税 壁 八二一、二〇〇
- 港 税 三二八、五〇〇
- 衛 生 税 一二三、一八〇
- 救 難 税 四一、〇六〇
- 入 港 水 先 料 一四四、五二〇

出 港 水 先 料 五七、八二〇

取 引 手 數 料 (三六〇一噸) 四四四、〇〇〇

移 船 料 三二、一六〇

荷 揚 費 六五〇、〇〇〇

雜 費 九七〇、八〇〇

合 計 二、七三九、五二〇

又帆船ノ噸數二千二百五十八噸ナルモノ米國ヨリ鉛塊三千六百三十五噸ヲ積載シテ入港ス其出港ニ至ルマテノ費用ハ左ノ如シ

- 岸 壁 税 九〇三、二〇〇
- 港 税 一八〇、六六〇
- 衛 生 税 一三五、四八〇
- 救 難 税 四五、二六〇
- 入 港 水 先 料 三五七、五八〇
- 出 港 水 先 料 八三、一〇〇

曳 船 料(入港)  
同 (出港)

六〇〇、〇〇〇

取引手数料(三六三五噸)

五〇、〇〇〇

移 船 料

三五四、八〇〇

積 揚 費

三二、一六〇

荷足積入費

一、八〇〇、〇〇〇

雜 費

四〇〇、〇〇〇

合 計

一三九、三八〇

五、〇八一、五二〇

乃チ汽船ハ一噸ニ付壹圓三拾三錢ヲ要シ帆船ハ貳圓拾五錢ヲ要セリ

蘭白獨ノ港  
稅

英國ノ港稅

蘭、白、獨ノ諸港ニ於ケル課稅ノ方法及料金ハ佛國ニ於ケルモノニ近似スル所多シ英國ニ在リテハ課稅ノ方法頗ル複雑ニシテ船舶ノ噸數及ヒ物貨ノ量ニ對シ同時ニ課稅シ而シテ其率ハ船舶ノ繫留地及ヒ物貨ノ質ニ依リ差アリ而テ出入船舶ニ課スル稅金ハ輕ク其搭載貨物ニ對スルモノ比較的重シ乃チ同國ニ於ケル近海航行ノ船舶ハ通常平均一噸ニ付三拾錢遠洋航路ノモノハ八拾八錢ヲ課セラレ物貨

國稅ニ關ス  
ル件

保稅倉庫

ハ其種別及ヒ產地ニ依リテ一噸ニ付四錢乃至二圓五十錢ヲ徵收セラル要スルニ港稅ノ制定ハ能ク各地ノ狀況ニ適應セシメサル可カラス一般國稅ニ關シテハ其附課方法如何ハ商港運用ノ上ニ尠ナカラサル關係ヲ有シ例ヘハ佛國ニ於ケル如ク各種ノ物貨ニ課稅スルニ反シ英國ニ於テハ僅々數種ノ品目ニ止マリ其及ホス所積卸物貨ノ取扱ヲ異ニシ亦課稅ノ多寡ニ至リテモ重課稅品ハ輕課稅品ヨリ檢査及ヒ扱ニ多クノ手數ヲ要シ自然諸般ノ設備ニ異同ヲ生スルコト尠ナカラス

輸入稅ヲ課スヘキ物貨ハ通常之ヲ所謂保稅倉庫ニ入レ其取出ニ際シテ納稅セシメ以テ金利ノ損失ヲ免カレシムルノミナラス更ニ海外ニ輸送スルモノニ對シテハ不用ノ手數ヲ省クモノトス

自由港 商港ノ一種ニシテ自由港(英 フライハイポート 獨 ナルモノアリ其内ニ限リ

輸入稅ヲ徵收セスシテ物貨ノ積卸、取引、製造、販賣等ヲ許スモノトス又更ニ自由港

ノ一種トナスヘキモノニシテ自由貿易區(佛 フォルポール、フランク)ト稱シ商港内ニ之

ヲ設ケ其範圍内ニ於テハ輸出品ノ積卸及取引ニ限り課稅セサルモノアリ

自由港ノ制度タル由來歐洲大陸ニアリテ中世紀中漸ク社會ノ秩序定マリ貿易ノ發達スルニ隨ヒ物貨集散ノ地南部ノ諸港ニ興リ當時多數ノ小國ハ皆ナ課稅ノ方法ヲ異シ其煩累ノ多キト又タ海賊ノ橫行甚シクシテ此ヲ避クヘキ港灣ノ必要ニヨリ生シタルモノニシテ其實施ノ結果ハ多少當該港市ノ繁榮ノ原因トナリタリト雖トモ内地ニ對シ脫稅ヲ容易ナラシメ其取締ノ困難ナルト施政ノ統一ヲ缺ケルニヨリ爾來自由港ナルモノハ之ヲ廢撤スルモノ多ク海外貿易ニ對シテハ前記保稅倉庫ノ設置ニヨリ充分ナル便宜ヲ與フルニ足レリトナセリ歐洲ニアリテ今尙ホ其制ヲ存スルモノハ漢堡港ノ一部ブレメン、コペンハーゲン其他二三ノ小港ニ過キス英國ニアリテハ由來自由港ヲ設置セシコトナシト雖トモ其孤立セル殖民地ニ於ケル政策トシテハ之ヲ用ヒ現ニ新嘉坡及香港ノ如キハ純然タル自由港タリ

改訂 築

港 後編終